

# 犯罪被害者を支え合う地域づくり目指し 犯罪被害者等支援条例を制定

犯罪被害に遭われた方やその家族が、地域で安心して日常生活を取り戻していくための支援に取り組むとともに、被害に遭われた方だけでなく、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の仕組み作りを進めます。

## 1 条例の基本理念

- (1) 犯罪被害者等の支援は、個人としての尊厳が重んじられるよう配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正で、経済的負担に配慮された、利用しやすいものとする。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、市と関係機関等が連携、協力して推進するとともに、再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われること。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の防止に配慮すること。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっちゃん」

## 2 支援の主な内容

- (1) 経済的負担の軽減  
犯罪等に起因する経済的負担を軽減するための支援金の支給（遺族支援金、重傷病支援金、性犯罪被害支援金）
- (2) 日常生活支援  
犯罪等の被害により日常生活を営むことに支障がある場合における、家事、子育て等に要する費用の一部助成（配食や一時預かりサービス利用分）
- (3) 住居支援  
犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合における転居に要する費用の一部助成
- (4) 法律相談  
犯罪等の被害により法律上の問題に直面している場合における法律相談の実施
- (5) カウンセリング  
犯罪等により精神的な被害を受けた場合におけるカウンセリングの実施

## 3 今後の予定

令和4年1月～ 市ホームページ等で市民への周知  
令和4年4月 条例施行

## 問い合わせ

市民相談人権課市民相談担当 電話0463（82）5128